

# 宮古市議会 YouTube 公式チャンネル運用方針

本運用方針は、YouTube 宮古市議会公式チャンネルの開設に当たって、本チャンネルによる情報発信について、利用者の皆様に誤解や混乱が生じないように、下記のとおり定めるものです。

## 1. 利用ソーシャルメディア

- (1) ソーシャルメディア名 YouTube
- (2) チャンネル名 岩手県宮古市議会
- (3) アクセス URL <https://www.youtube.com/@岩手県宮古市議会>

## 2. 情報発信の目的及び掲載情報の範囲

宮古市議会基本条例における議会の活動原則のひとつである「開かれた議会運営」に向けての広報機能を充実させるため、次に掲げる情報を市内外に発信し、議会運営についてよりきめ細かい情報提供を行うことを目的とします。

- (1) 本会議、委員会等の議会活動
- (2) その他、運用管理者が必要と認める情報

## 3. 想定される利用者

宮古市民並びに宮古市議会に関心のある方

## 4. 対応時間等

原則として下記の時間帯に情報掲載を行います。この時間帯以外にも必要に応じて行う場合があります。なお、情報掲載の頻度は不定期とします。

対応日：平日（土日祝日及び閉庁日を除く。） 対応時間：午前9時～午後4時

## 5. 利用方法

- (1) 利用者は、動画等にコメントの投稿を行うことはできません。
- (2) 市議会に対するご意見・ご提言や問い合わせは、本運用方針「12. 本ページに関する問い合わせ先」をご利用ください。

## 6. 運用管理者等

- (1) 運用管理者 宮古市議会議長
- (2) 運用担当者 宮古市議会議員（議会広報編集委員会委員）及び事務局職員

## 7. 知的財産権

- (1) 本チャンネルに掲載している情報（動画、文章、画像等）に関する知的財産権（著作権等全ての権利）は、宮古市議会及び原作者に帰属します。
- (2) 本チャンネルに掲載している情報について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で転載等を行うことはできません。ただし、当チャンネルへのリンクや、ソーシャルメディア上で「シェア」機能を使用するなど、転載の対象となる情報を改変せず、また出所を明記する場合、掲載していただくことは問題ありません。

## 8. 個人情報の取り扱いについて

本チャンネルの運用により取得した個人情報については、「宮古市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱います。

## 9. 免責事項

- (1) 当市議会が投稿する本チャンネルの動画は、宮古市議会の公式記録ではありません。公式

記録は、議会会議録をご覧ください。

- (2) 本チャンネルに投稿された動画は、細心の注意を払っておりますが、投稿の正確性、完全性、有用性などについて、保証するものではありません。
- (3) 宮古市議会は、投稿された動画を利用者が利用し、信用し、又は利用できなかったことにより利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わないものとしします。
- (4) 宮古市議会は、利用者等が本チャンネルを利用することで生じた直接的・間接的な損失やトラブル等について、一切責任を負わないものとしします。
- (5) 宮古市議会は、YouTube の運営会社等とは契約関係にないため、放送や録画が正常に視聴できない、あるいは視聴することにより何らかの損害が生じた場合について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。また、ユーチューブの利用方法など技術的なご質問等について、一切お答えすることができません。
- (6) ユーチューブの画面に現れる企業広告は、宮古市議会と一切関係ありませんので、広告によるいかなる理由での損害についても一切の責任を負わないものとしします。
- (7) スマートフォンやタブレット端末等による視聴は、ご使用の端末の契約条件等により通信事業者から高額な料金を請求される場合がありますが、大垣市議会は一切の責任を負いません。
- (8) 当アカウントは、予告なしに掲載した情報を変更または削除し、サービスの運用を中断し、または中止することがあります。
- (9) インターネット回線の状況やメンテナンス、その他利用者側が使用する端末の動作環境等により、映像や音声途切れる、または停止するなど正常に視聴できないことがあります。
- (10) 本ページの運用方針及び内容は、予告なく変更することがあります。

## 10. 成りすまし等の対応

本市議会の成りすましを発見した場合は、運用管理者へ連絡するとともに、宮古市ホームページなどにおいて、成りすましアカウントが存在する旨を告知し、注意喚起を行います。

## 11. 適用

本運用方針は、令和8年2月13日から適用します。

## 12. 本ページに関する問い合わせ先

宮古市議会事務局（電話：0193-62-2111（直通 68-9113）、FAX：0193-63-9117、メールアドレス：[gikai@city.miyako.iwate.jp](mailto:gikai@city.miyako.iwate.jp)）